令和３年度第１２回清須市農業委員会議事録

召集年月日　　令和４年３月２５日（金）　午後２時
召 集 場 所　　清須市役所南館３階　大会議室
開　　　会　　令和４年３月２５日（金）　午後２時
出 席 委 員　　１４名
　　１番　伊藤　正敏　２番　酒井　温司　３番　丹羽　保宏　４番　山田　富士雄
　　５番　中野　浩光　６番　加藤　勲　７番　日下部　錠一　８番　岩田　房喜
　　９番　鈴木　正　１０番　後藤　章　１１番　後藤　章正　１２番　水野　格廉
　　１３番　山内　盛雄　１４番　樋口　博
農地利用最適化推進委員　　３名
　　小﨑　豊　　　渡辺　博史　　　堀田　　啓
欠 席 委 員　　０名
欠席農地利用最適化推進委員　　０名

本会議に職務のために出席した者の氏名
　事務局長　　梶浦　庄治
　主　　事　　石塚　正己
　主　　事　　平塚　康介

議 事 日 程
１　提出案件
　(1)　議決案件について
　　【議案第２４号】　農地法第３条の規定による許可申請　　　・・・・・・１件
　　【議案第２５号】　農地法第５条の規定による許可申請　　　・・・・・・４件
　　【議案第２６号】　事業計画変更承認願いについて　　　・・・・・・１件
　　【議案第２７号】　農用地利用集積計画について　　　・・・・・・１件

（２）報告案件について
　　【報告第２８号】　農地法第４条第１項第８号の規定による届出　・・・・・・・・７件
　　【報告第２９号】　農地法第５条第１項第７号の規定による届出　・・・・・１３件

２　その他

事　務　局　皆さん、こんにちは。

まん防が解除されたため今月は通常どおりの開催となります。

また、今年度最後の農業委員会となります。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは只今より令和３年度第１２回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席者は１４名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、３名の出席となります。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

本日は１３番　山内委員と１４番　樋口委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（１）　議決案件について

【議案第２４号】

・農地法第３条の規定による許可申請　……　１件

【議案第２５号】

・農地法第５条に規定による許可申請　……　４件

【議案第２６号】

・事業計画変更承認願いについて　……　１件

【議案第２７号】

・農用地利用集積計画　……　１件

（２）　報告案件について

【報告第２８号】

・農地法第４条第１項第８号の規定による届出　………　７件

【報告第２９号】

・農地法第５条第１項第７号の規定による届出　………　１３件

（３）　その他

それでは、【議案第２４号】農地法第３条の規定による許可申請１件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案書1ページ、番号R3－9をご覧ください。

申請地は、＿＿＿番で登記・現況共に畑で面積は＿＿＿㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農地の管理が困難になっていた____さんと農業経営拡大をしたい意向のある____さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、田植機、コンバインを各１台ずつ所有しており、従事日数は200日、経営面積は田と畑をあわせて2,800㎡、申請地への通作距離は平均1.5km、通作時間は車で平均5分です。

農地を買い受けるにあたり____さんは現在70代であり、今後も適正な営農が行えるか確認するため、____さんにヒアリングを行ったところ、子どもが後継者であり、申請農地について耕作放棄地となる可能性は低いため年齢的な支障はないと考えられます。また、申請地は約15年前より____さんが耕作をしており、その際農地法の許可を取っておらず、今回所有者との合意がとれたため本申請となりました。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上で説明を終わります。

**会　　　長**　事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、事務局が行ったヒアリングについても事前に確認しており、特段の問題はございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続いて【議案第２５号】農地法第５条に規定による許可申請４件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

**事　務　局**　議案第２５号、R3－29番をご覧下さい。

申請地は、____番　登記・現況共に畑で合計面積は____㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、名古屋市中川区に本店を置き、タオル製品を中心に寝装関連商品や各種別注商品の企画・開発・製造及び卸しをする事業者で、駐車場を目的とした転用です。

現在、業績が伸びており、清須市内のセンターでは社員を４名増員しました。しかし、社員増加に伴い駐車場が不足し、社員の労働環境を良好なものとするためにも駐車場の整備が急務となっております。

土地の選定については、既設駐車場と一体利用ができる本申請地を選

定し、申請地の土地所有者の了承が得られたので本申請に至りました。

申請地は、駅から概ね 500m の区域にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－a－（b）に該当するため、第２種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会　　　長　事務局の説明が終わりました。

この案件は丹羽委員の地元となりますが。

丹 羽 委 員　問題ありません。

会　　　長　他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案第２５号、R3－30 番をご覧下さい。

申請地は、　番、　番、　番、　番、　番、　番、　番、　番、　番で　登記・現況共に田で面積は合計で　㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。工場及び駐車場を目的とした申請です。

申請者は、清須市内で建築用金属製品の製造を主とした事業者です。

現在、本社所在地の他に近隣 3 カ所の工場で金属製品の製造を行っておりますが、各工場が狭く、生産効率が悪いという現状があります。

そのため、広い工場へ移転し、生産効率を上げ、顧客の利便性を良くし、生産性の向上により社員の待遇を改善し事業の拡大を検討しました。

申請者に現事業所の他に自己所有地はないため、現在の事業所から車で約 5 分程度であり、従業員の通勤に影響が少ない申請地を選定し、所有者より了承が得られたため申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設が連たんしている区域に近接する区域ある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当するため、第２種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会　　　長　事務局の説明が終わりました。

この案件は樋口委員の地元となりますが。

樋口委員　問題ありません。

会　　　長　他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案第２５号、R3－31番をご覧下さい。

申請地は、________番で登記畑・現況休耕地で面積は____㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。障がい福祉サービス施設を目的とした申請です。

申請者は、名古屋市西区に主たる事務所を置き、障害者・高齢者等の手助けを必要とする人に対して、介護・福祉サービス、地域生活応援に関する事業を行い、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする非営利活動法人です。

現在の清須市の生活保護充足率は 103％ですが、尾張中部圏内では 73.8％と他の圏域と比較しても、充足しておらず、特に重度の障害者の方が利用できる場がとても少ない状態となっております。

また、短期入所においては、市内に事業所がなく、また尾張中部福祉圏内においても１件と非常に少ないサービスとなっております。さらに清須市の第 5 期障がい福祉計画における「今後利用したい障がい福祉サービス」のおいても他のサービスと比べてニーズが高いものとなっております。

以上のことから清須市および尾張中部福祉圏域の障がい福祉をより充実させるため重要な整備と考え本申請に至りました。

土地の選定については、既設の事業所から車で約５分と近く、近隣には病院や特別養護老人ホーム、クリニックがあり、医療面等においても連携が図りやすい申請地を選定しました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設が連たんしている区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第３種農地と判断で

き、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。

この案件も樋口委員の地元となりますが。

樋口委員　問題ありません。

会　　長　他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局　議案第２５号、R3－32 番をご覧下さい。

申請地は、＿＿＿＿番で登記・現況共に田となっており面積は＿＿＿㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場を目的とした申請です。

申請者は、名古屋市西区に事業所をかまえる運送業者です。

令和元年に＿＿＿地内に営業所を設置しましたが、約 3 年が過ぎるなかでコロナの影響もあり、運送業の需要が拡大し、それに伴い配送用のトラックを購入したことにより駐車場が足りなくなっております。現在、＿＿地内に駐車場がありますが、駐車可能スペースが狭いため、土地を返却し,事業所近くの土地にて駐車場の整備を計画しました。

申請者には所有地はなく、事業所近接の申請地について、地権者より承諾をえられたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設が連たんしている区域に近接する区域ある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当するため、第２種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりましたが、意見等ありますでしょうか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

　続きまして【議案第２６号】事業計画変更承認願い１件を議案とします。

　事務局に説明を求めます。

事　　務　　局　それでは説明いたします。

　令和３年１２月１日付けで一時転用許可を得た本件について、当初事業とは別に公共事業工事を請け負ったため、当初事業完了後も引き続き該当地を資材置場として利用するための申請となります。

　本件当初の賃貸人は死亡しており、相続登記が完了していないため、法定相続人４名より承諾を得ております。

　また、該当地は先程申しあげたとおり、既に許可を得て資材置場として利用しているため、特段問題はございません。

　以上で説明を終わります。

会　　　　　長　事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

　なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

　（「異議なし」の声あり）

　ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

　続きまして【議案第２７号】農用地利用集積計画１件について議案とします。

　事務局に説明を求めます。

事　　務　　局　【議案第２７号】農用地利用配分計画について説明します。追加でお配りした議案書をご覧ください。

　農地の貸し借りについては、農地法第 3 条許可一般的ですが、本件は公益財団法人愛知県農業振興基金がとりまとめている中間管理機構という機関に申請し、農地の貸し借りを行うものです。

　農地の出し手および受け手については議案書のとおりです。

　受け手の________は北名古屋市に主たる事業所を構える法人で建設設計・管理や保育事業を業務としております。

　この度企業として農業に参入することになり、所有農地がないため、本事業を利用し農地を借りて耕作するものです。

　今後中間管理機構から同意後に公告をすることにより、賃借の利用権設定を行うものとなります。

会　　　　　長　　事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

　続きまして【報告第２８号】及び【報告第２９号】について議案としますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

　事務局に説明を求めます。

事　　務　　局　（第４条届出）　では、読み上げさせて頂きます。

　番号 R3-28、＿＿＿＿番＿、＿番＿で登記現況共に畑です。

　こちら岩田委員お願いします。

岩　田　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

　続きまして番号 R3-29、＿＿＿＿＿番で登記田、現況畑です。

　こちら山田委員お願いします。

山　田　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

　続きまして番号　R3-30、＿＿＿＿番＿、＿番＿、＿＿＿＿番＿で順に登記・現況畑、登記田・現況休耕田、登記田・現況休耕田です。

　こちら加藤委員お願いします。

加　藤　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

　続きまして番号 R3-31、＿＿＿＿＿番で登記・現況畑です。

　こちら渡邉推進委員お願いします。

渡邉推進委員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

　続きまして番号 R3-32、＿＿＿＿＿番＿で登記畑、現況雑種地です。

　こちら中野委員お願いします。

中　野　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして番号　R3-33、＿＿＿＿番＿、＿番＿、＿番＿、＿番＿、＿番で順に登記畑・現況宅地、登記畑・現況雑種地、登記畑・現況雑種地、登記畑・現況雑種地、登記・現況共に畑です。

こちらも中野委員お願いします。

中　野　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして番号 R3-34、______番で登記・現況田です。

こちらも中野委員お願いします。

中　野　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

農地法第４条第１項第８号の規定による届出については以上です。

続きまして、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 R3-110、______番、___番で登記・現況共に田です。

こちら、鈴木委員お願いします。

鈴　木　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-111、______番で登記・現況共に田です。

こちらも鈴木委員お願いします。

鈴　木　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-112、______番で登記田、現況雑種地です。

こちら水野会長お願いします。

水　野　会　長　　特段問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-113、______番、______番、______番で順に登記・現況田、登記田・現況畑、登記畑・現況田です。

こちら小﨑推進委員お願いします。

小﨑推進委員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-114、______番で登記・現況畑です。

こちら中野委員お願いします。

中　野　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-115、______番で登記畑・現況雑種地です。

こちらも中野委員お願いします。

中　野　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-116、＿＿＿＿番＿、＿＿＿＿番＿で2筆とも登記・現況田です。

こちら小﨑推進委員お願いします。

小﨑推進委員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-117、＿＿＿＿番で登記・現況畑です。

こちら山田委員お願いします。

山　田　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-118、＿＿＿＿番＿で登記畑・現況露天駐車場です。

こちらも山田委員お願いします。

山　田　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-119、＿＿＿＿番で登記畑・現況雑種地です。

こちら後藤章委員お願いします。

後藤章委員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-120、＿＿＿＿番で登記田・現況宅地です。

こちら堀田推進委員お願いします。

堀田推進委員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-121、＿＿＿＿番で登記・現況畑です。

こちら山田委員お願いします。

山　田　委　員　　問題ありません。

事　　務　　局　　ありがとうございます。

続きまして、番号R3-122、＿＿＿＿＿番で登記畑・現況宅地です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊　藤　委　員　　問題ありません。

事　務　局　ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和４年４月２５日、月曜日、午後２時から、清須市役所南館３階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和３年度第１２回農業委員会を閉会します。

今年度も１年間お疲れ様でした

来年度も引き続きよろしくお願いします。

―終了時刻午後２時４５分―

備考　個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「　番 地」、農地の地番は「　番」との表記で省略して記載しています。